

神奈川県観光振興条例の現状と令和3年度の対応

1 神奈川県観光振興条例の規定（附則第3項）

知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 現状

(1) 平成22年（2010年）4月施行

(2) 見直し期間①：平成27年（2015年）4月以降の1年間

→ 見直し結果：改正無し

(3) 見直し期間②：令和2年（2020年）4月以降の1年間

→ 新型コロナウイルス感染症の観光への影響の全体像を把握できないことなどを踏まえ、見直しの検討期間を1年間延期し、令和3年度中に検討を行う。

3 令和3年度の対応

新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、見直しの検討期間を更に1年間延期し、令和4年度中に検討を行う。